



馬路村役場 職員採用試験

募集職種

- ▶ 一般行政職
(社会人経験者を含む)

募集期間

令和8年7月29日(水)～
9月11日(金)

試験日

一次試験: 令和8年10月18日(日)
二次試験: 令和8年11月15日(日)

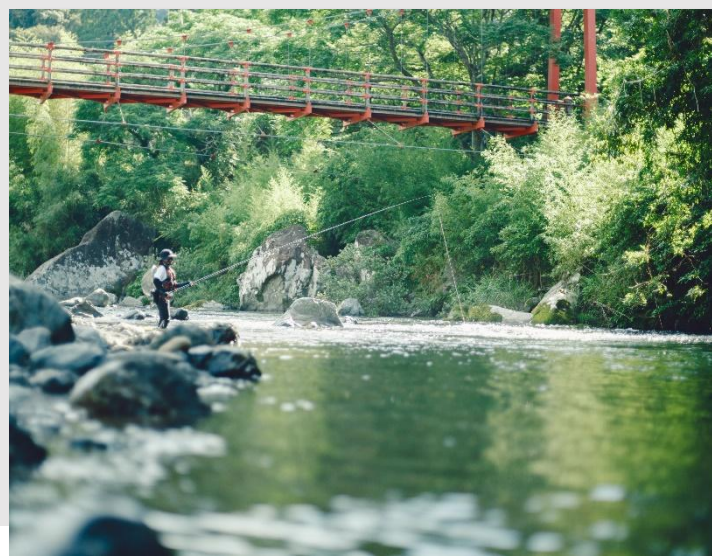
問合せ先: 馬路村役場 総務課
0887-44-2111



馬路村役場
採用情報ページ



「堂々たる田舎 馬路村」
移住・定住応援サイト



はじめに

馬路村は、豊かな自然環境と資源を活かし、林業やゆず栽培等の産業を通じて発展してきました。

山間地にある小さな村ですが、独自の強みを活かし、すべての村民が自分らしく幸せに暮らし、村を次世代につないでいくため、村の将来像を「ひと笑い、やま潤い、むら賑わう、未来につなぐ馬路村」と定め、村一丸となって取り組みを進めています。この将来像の実現に向け、多様な才能を擁する強い組織を目指し、令和9年4月に採用する職員を募集します。

1 職種・職務内容・採用予定人員

採用職種	職務内容	採用予定人員
一般行政職 (社会人経験者を含む)	行政全般の事務に従事します。	若干名

※いずれの職種も、試験の結果、採用しない場合があります。

2 受験資格

採用職種	受験資格
一般行政職	・平成4年4月2日以降に生まれた者で、以下の項目に該当する者 ・高等学校を卒業した者、又は高等学校卒業と同程度の学力を有する者 ・馬路村内に居住できる者
一般行政職 (社会人 経験者)	・昭和52年4月2日以降に生まれた者で、以下の項目に該当する者 ・民間企業等における職務経験（令和8年3月末日現在）を5年以上有する者（※1～4） ・民間企業等における職務経験を生かして、馬路村の活性化に取り組む意欲がある者 ・将来的に、村の幹部職員（管理職）となる意思を有する者 ・採用後は馬路村内に居住することを原則とします。なお、土・日曜日及び祝日も行事・災害対応等が発生するため、いわゆる単身赴任は推奨しません。

※1：「民間企業等における職務経験」には、会社員、団体職員、公務員、自営業者、アルバイト、パートタイム等として、1つの企業又は団体等で1年以上継続して就業（1週間あたりの所定労働時間が30時間以上のものに限る。）していた期間が該当します。

※2：職務経験が複数ある場合は通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか1つの職務経験のみ通算することができます。

※3：休暇・休業・退職等のため連続して1月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験に通算することができません。

※4：最終合格発表後、職歴証明書等を提出していただきます。職務経験等が証明できない場合、採用されないことがあります。

(注)上記の受験資格を有する者であっても、日本国籍を有しない者、及び地方公務員法第16条に定める次のいずれかの一つに該当する者は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 本村において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日及び試験会場

(1) 試験日

1次試験 令和8年10月18日(日)

2次試験 令和8年11月15日(日)

(2) 試験会場 馬路村役場

4 試験の方法

(1) 1次試験

採用職種 試験科目	一般行政職	一般行政職 (社会人経験者)
教 養 試 験	○	
職 務 基 礎 力 試 験		○
事 務 適 性 検 査	○	○
性 格 特 性 検 査	○	○
職 場 適 応 性 検 査	○	

「○」印が試験を課す科目及び検査です。

【１次試験の内容等】

試験科目	解答時間	内容
教 養 試 験	120 分	一般的教養及び知能についての高等学校卒業程度の筆記試験
職 務 基 礎 力 試 験	110 分	職務を遂行する上で必要となる基礎的な知的能力についての筆記試験及び適応性の検査
事 務 適 性 検 査	10 分	事務職員としての正確性、迅速性等の作業能力の検査
性 格 特 性 検 査	20 分	公務員に求められる資質についての検査
職 場 適 応 性 検 査	20 分	職業生活への適応性についての検査

(２) ２次試験

試験区分 試験科目	一般行政職	一般行政職 (社会人経験者)
個 別 面 接 試 験	○	○
作 文 試 験	○	
論 文 試 験		○

・「○」印が試験を課す科目及び検査です。

【２次試験の内容等】

科目	内容
個 別 面 接 試 験	個人面接による口述試験
作 文 試 験	テーマに対する理解力や表現力などについての試験
論 文 試 験	職務遂行に必要な識見、判断力、思考力等についての試験

5 受験手続

(1) 採用試験申込書の提出

受 付 期 間	令和8年7月29日（水）から令和8年9月11日（金）まで（必着）
提 出 先	馬路村役場 総務課 採用担当 〒781-6201 高知県安芸郡馬路村大字馬路 443 番地 TEL 0887-44-2111

(2) 申込書の請求等

試験案内及び申込書は、馬路村役場ホームページ（<https://vill.umaji.lg.jp/recruit/>）でご覧になれますので、ダウンロードして印刷のうえ、提出してください。

採用試験申込書を郵送請求する場合は、140円切手を貼った返送宛先明記の返信用封筒（角型2号A4サイズ用）を同封のうえ、請求してください。

(3) 申込方法

次の書類等に所要事項を記入し、提出してください。

- ① 採用試験受験申込書（馬路村指定用紙）
- ② 履歴書（市販の用紙）
- ③ 顔写真（縦40mm×横30mm、上半身、無帽、無背景、最近6か月以内に撮影したもの。
①及び②に貼付してください。）

6 合格発表から採用まで

一 般 行 政 職 (社会人経験者を含む)	(1) 採用試験の合否について、令和8年11月27日までに受験者に通知します。 (2) 最終合格者及び補欠合格者は、村職員採用候補者名簿に令和9年3月31日まで登載されます。 (3) 最終合格者の採用は原則として令和9年4月1日に行います。令和9年3月31日までに新たに職員採用の必要が生じた場合は、成績順位に従い補欠合格者の採用を行います。 (4) 採用にあたり、その職務及び責任については地方公務員法の適用を受けます。 なお、地方公務員法第22条の規定により採用の日から6ヶ月間は条件付採用とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。
--------------------------	---

7 給与等

馬路村一般職員の給与に関する条例、行政職給料表を適用する職員とし、民間企業等での職務経験の内容及び期間に応じて、職位及び給与を決定します。このほか、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当等の諸手当が支給されます。

【一般行政職】

初任給例（令和8年4月1日現在） 大学卒：225,600 円

高校卒：200,300 円

8 その他

- ・この試験において提出された書類等は、一切返却しません。
- ・申込み等を通じて提出された受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。
ただし、最終合格者の個人情報は人事情報として使用します。
- ・一次試験の成績について、不合格者本人が郵便による請求（一次試験の成績の公開を求める旨・住所・氏名・生年月日・受験番号を記載し、切手を貼付した返信用封筒を同封したもの）を行った場合のみ、一次試験における得点、順位、受験者数を通知します。請求期限：令和8年12月11日（消印有効）
二次試験の成績は公開しません。
- ・その他試験に関することは、総務課に電話（0887-44-2111）またはメール(soumu@vill.umaji.lg.jp)でお問い合わせください。
（電話は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。）

お問い合わせ・受験申込書提出先

馬路村役場 総務課 採用担当

〒781-6201

高知県安芸郡馬路村大字馬路 443 番地

TEL. 0887-44-2111